

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書) 記載例

支給市区町村 西宮市長 様

対象3「家計急変者」に該当する方で給付金を申請される場合提出してください。

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 3 年 8 月 1 日

Table with applicant details: Name (鳴尾 桃子), Gender (女), Birth Date (昭和 51 年 5 月 8 日), Residence (西宮市 鳴尾町3丁目5-14), and Public Pension Status (受けることができない).

給付金を申請する方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)のことに付て記入してください。

※ 「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。 ※ 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば

2. 監護等児童(申請・請求時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。)

Table with children details: No. 1 (鳴尾 次子), No. 2 (鳴尾 三子), No. 3, No. 4, No. 5. Includes disability status and residence information.

申請・請求時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童のことに付て記入してください。 ※18歳到達後最初の3月31日を経過している児童(障害の状態にある児童は20歳以上の児童)は、対象外です。

※ 「監護等」とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。 ※ 18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。 ※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者(申請・請求時点で同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。)

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

Table with family members: No. 1 (鳴尾 四郎), No. 2 (鳴尾 五子), No. 3 (鳴尾 一子), No. 4, No. 5. Includes disability status and public pension receipt information.

同居する配偶者又は申請者と生計を同じくする(養育者の場合はその方の生計を維持している)扶養義務者等のことに付て記入してください。

4. 申請額・請求額

Summary table: 対象児童数 2 人 = 「2. 監護等児童」の人数, 申請額・請求額 100,000 円 = 50,000円 × 対象児童数

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円



(裏面も必ずご記入ください。)

**5. 児童扶養手当の支給要件**

※申請・請求時点において、児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

支給要件	
<input checked="" type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいふ。障害年金に係る年金証書等を添付してください。
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ※「遺棄」とは
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

申請者の児童扶養手当支給要件について、該当する要件に☑してください。

給付金の受け取り方法は、銀行口座振込に限ります。指定する口座について、下記に留意してください。  
 ・現在、開設されている口座であること。  
 ・申請者本人の口座であること。  
 ・口座名義が、申請書の「申請・請求者」欄に記入した名前と相違ないこと。  
 ・ネット銀行の利用などで、通帳・キャッシュカードがない場合、口座確認のできる金融機関の証明等を用意してください。

**6. 振込先指定口座(申請・請求者ご本人名義の口座)**

※振込先金融機関口座確認書類を別紙に貼付してください。(必要書類は、下記をご確認ください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
西宮	西宮 本支店 本支所 出張所	普通 2当座	9 8 7 6 5 4 3	ナルオ モモコ
金融機関コード 9 9 9 9	支店コード 1 2 3			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等から必要資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

誓約・同意事項のすべてを確認のうえ、各項目に☑してください。

**提出書類**

- ① 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
  - ※ 必要事項をご記入ください。
- ② 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
  - ※ あなた(申請・請求者)と「2. 監護等児童」の戸籍簿本(離婚の場合は、離婚記載のあるもの、父または母が死亡した場合は、死亡記載のあるもの)をご用意ください。
  - ※ 既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。
  - ※ 「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。
- ③ 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別紙様式第4号)
  - ※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。
- ④ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
  - ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ⑤ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
  - ※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

④と⑤は別紙に貼付(糊付け)してください。

**② 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』**

※あなたと対象児童の戸籍謄本(離婚の場合は、離婚記載のあるもの)を提出してください。  
既に、児童扶養手当の受給資格のある方は不要です。  
※対象児童や配偶者に障害がある場合には、その障害を確認するための書類(特別児童扶養手当証書等)が必要です。

**③ 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別紙様式第4号)**

※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類も合わせて提出してください。

**④ 「受取口座を確認できる書類」**

通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・  
口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を貼付(糊付け)してください。

**⑤ 「申請・請求者本人確認書類」**

申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、  
介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を貼付(糊付け)してください。